（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二十五号中「）附則第二条第一項」を「）附則第二条」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第九条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号中「平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項」を「平成十年法律第百三十六号）附則第二条」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第十条　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号ハ中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第四項」に改める。

（日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部改正）

第十一条　日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同条第七号中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

第七条第二項の表中「附則第二十五条」を「附則第十一条」に、「附則第十八条」を「附則第十六条」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）

第十二条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第十項」に改める。

附　則

この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**

株式会社国際協力銀行法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百二十一号

株式会社国際協力銀行法施行令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（金融機関の範囲）

第一条　株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

（中小企業者の範囲）

第二条　法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

一　農業
二　林業
三　漁業
四　金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
五　不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

2　法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

（開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務）

第三条　法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。

一　次に掲げる設備
イ　船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットホーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。）
ロ　人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備
ハ　航空機
ニ　医療機器（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備に限る。）

二　次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（ハ及びルに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は装置からなる設備に限る。）
イ　原子力による発電に関する事業
ロ　鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）
ハ　水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
ニ　動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業
ホ　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
ヘ　変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
ト　石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
チ　石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
リ　石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
ヌ　ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）
ル　電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）